平成19年10月25日 筑 波 大 学

男女共同参画推進委員会の設置について

1 委員会設置の経緯・目的

本学においては、「男女共同参画社会基本法」(平成11年6月制定)、これを受けた国立大学協会における男女共同参画を図るための12の提言(平成12年5月)、及び「男女共同参画基本計画(第2次)」(平成17年12月閣議決定)等の動向をも踏まえながら、これまで男女共同参画の推進に積極的に取り組んできたところでありますが、男女共同参画の意義と課題をあらためて確認し、全学を挙げてより着実に成果を実現すべく、男女共同参画推進に係る委員会を学長の下に設置することとしました。

2 委員会における審議事項等

- (1) 男女共同参画の推進に係る基本理念に関する事項
- (2) 男女共同参画の推進方法の企画・立案及び実施に関する事項
- (3) 男女共同参画の現状分析、評価及びそれらの公表に関する事項
- (4) 男女共同参画の推進のために必要な啓発活動に関する事項
- (5) 「女性研究者支援モデル育成プログラム」(科学技術振興調整費)等の申請に関する事項
- (6) その他男女共同参画に関する事項

3 男女共同参画推進に係る本学でのこれまでの取組

- (1) 研究遂行における旧姓の使用について 旧姓使用の取扱いについて、規程を整備しています。
- (2) セクシュアル・ハラスメントの防止と問題への対処 規程を整備し、防止対策委員会を設置するとともに、防止のためのガイドライン・ パンフレット等の作成・配布及び防止のための研修会、セミナー等を実施して、その 啓発に努めています。

また、全学的に相談員を配置して、相談窓口・体制を整備しています。

- (3) 育児環境の整備、介護との両立支援について 法人化以後、本学独自の制度として以下のとおり整備しています。
 - ① 出産前の休暇の期間を出産予定日前6週間から8週間に拡大
 - ② 育児部分休業の対象となる子の範囲を3歳から小学校就学前まで拡大
 - ③ 介護休業の取得期間を6月以内から3年に拡大
 - ④ 育児部分休業及び介護部分休業の取得時間を30分単位から15分単位に変更
 - ⑤ 小学校入学前の子の養育、学童保育施設に託児している小学校の子の送迎、介護が必要な親族の介護等の事情を有する職員に準フレックス勤務(始業時刻の変更) を導入
 - ⑥ H18.12 事業所内保育所「ゆりのき保育所」を開所

(4) 教員公募システムの確立

教員人事については、従前から、男女に限らず優秀な人材確保のため、原則公募と しています。

また、本学専任教員のうち女性教員の比率は、平成13年度8.8%から平成19年度13.3%と着実に上昇しています。

(5) 女性の役職登用の促進

教育組織の長、評議員への女性教員の登用や、上位役職への女性職員の登用を促進しています。

(6) 「次世代育成支援対策推進法」に基づく「国立大学法人筑波大学行動計画」の策定 男女共同参画推進に関連して、「次世代育成支援対策推進法」の観点から、仕事と 子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備を進めるため、「国立大学法人筑波 大学行動計画」を策定し、目標に向けた取組みを行っています。